

山田・後閑・鉾立・胸上小学校 再編準備委員会

第1回総務部会 会議次第

日時：令和8年9月14日（月）全体会終了後～

場所：胸上小学校 2階 図書室

1 開 会

2 部会員・職員紹介 (資料1)

3 部会長・副部会長選出

4 議 題

(1) 新たな学校名の選定方法について (資料2・3ほか)

5 その他

次回開催予定時期 令和8年10月初旬頃

6 閉 会

※配布資料

- ・資料1 山田・後閑・鉾立・胸上小学校 再編準備委員会 総務部会員名簿
- ・資料2 第1回 総務部会 協議資料
- ・資料3 玉野市立学校に関する条例 ほか

山田・後閑・鉾立・胸上小学校 再編準備委員会 総務部会員名簿

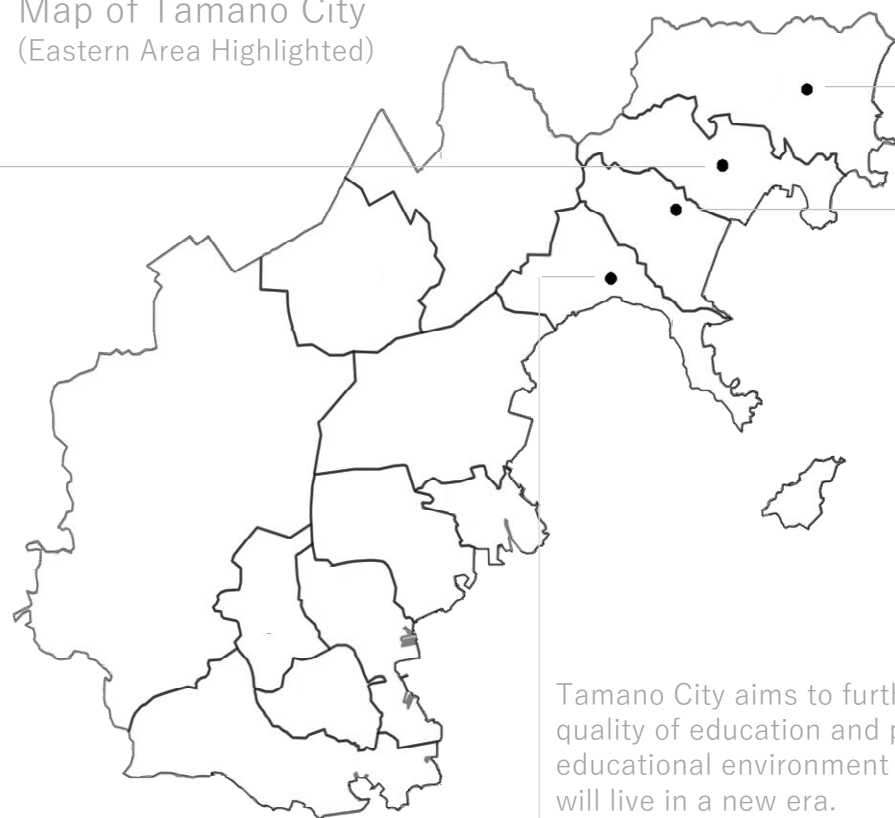
(敬称略)

No.	学校区等	区分	氏名
1	山田小	山田小学校保護者代表	平田 由紀乃
2		山田小学校区地域代表	三宅 智美
3		山田小学校 校長	山本 展之
4	後閑小	後閑小学校区地域代表	渡部 利枝
5		後閑小学校 校長	岡村 彰紀
6	胸上小 (鉾立小)	胸上小学校保護者代表	有元 梓
7		胸上小学校(鉾立)保護者代表	安達 文
8		胸上小学校区地域代表	池田 陽子
9		鉾立小学校区地域代表	清水 寛子
10		胸上小学校 校長	上杉 将
11	サンマリン 認定こども園	サンマリン認定こども園 保護者代表	浅野 紘平

<事務局>

玉野市教育委員会	学校再編推進課 主査	久富 香
----------	------------	------

Map of Tamano City
(Eastern Area Highlighted)



Tamano City aims to further improve the quality of education and provide a better educational environment for children who will live in a new era.

第1回 総務部会 協議資料

【山田小・後閑小・鉾立小・胸上小再編準備委員会】

Yamada Elementary School



Gokan Elementary School



Hokotate Elementary School

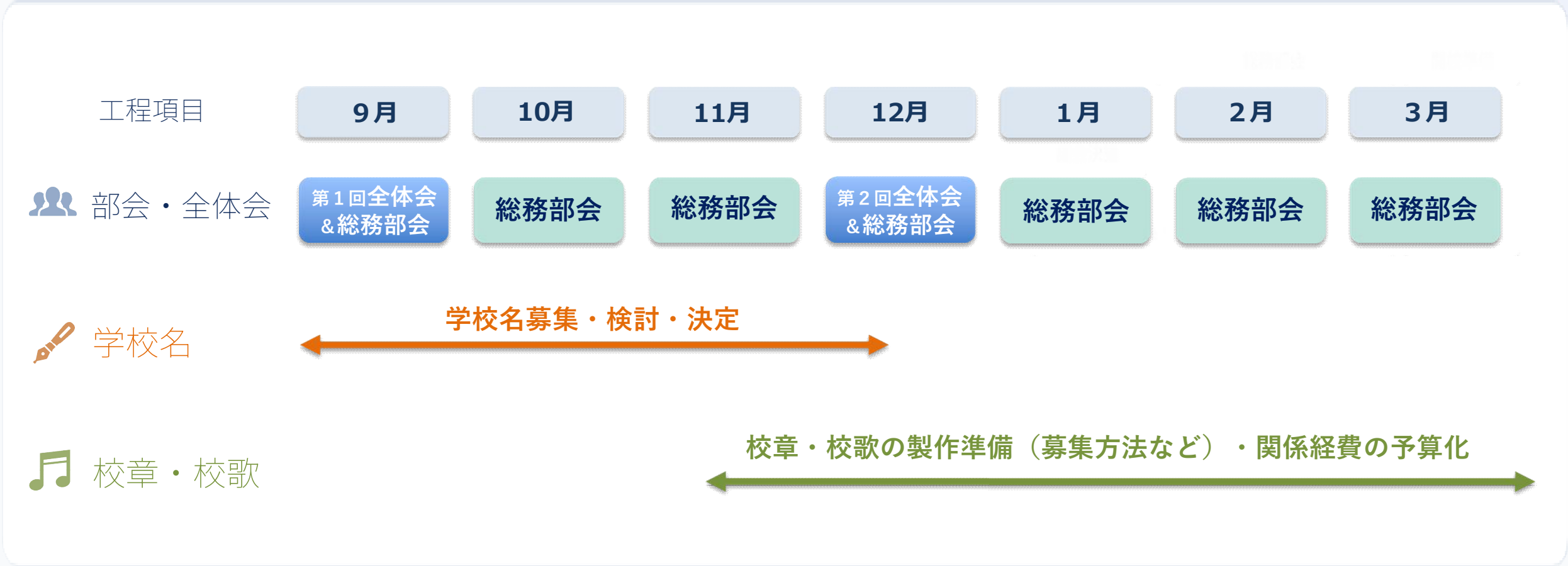


Muneage Elementary School



01. 令和8年度のスケジュール

🕒 全体工程



❗ 会議運営方針：総務部会は原則として毎月1回開催します（必要に応じて柔軟に調整）。学校名決定後は、校章・校歌等の公募・製作準備へと移行します。

02. 新たな学校名称について

④ 意図と目指す姿

✓ 「新たな学校」という意識の芽生え

再編後に既存校舎を活用・存続する場合であっても、統合により生まれる「新しい学校」としての統一感と誇りを醸成します。

✓ 計画に基づく適切な検討

「玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画（P. 13）」の基本方針に則り、新しい校名、校歌、校章等の検討を進めます。



地域の思いを込めた学校づくり

新たな小学校で学ぶ児童、保護者、地域住民などから広く意見や思いを募ることで、地域全体に愛され親しまれる学校名を目指します。



03. 学校名決定までの流れ【学校名を変更する場合】



1 総務部会（選定・案の作成）

公募等により候補となる学校名を選定・作成

2 全体会（協議・最終候補決定）

全体会にて協議を行い、最終候補（一案）を決定

3 教育委員会（協議・承認）

準備委員会からの報告を受け、承認・最終決定

4 市長・市議会（条例改正案の提出）

「玉野市立学校に関する条例」の改正案を提出

5 市議会（議決・正式決定）

条例改正の議決により校名及び閉校する学校の廃止が決定

⚠ 早期決定が必要な理由

学校名を変更する場合、校章・校歌・校旗・制服・体操服・各種看板など波及する影響が多岐にわたるため、十分な準備期間を確保すべく早期決定が不可欠です。

※あわせて、閉校となる「山田小学校」「鉾立小学校」の廃止に係る条例改正手続も必要となります（後閑小学校は令和8年3月議会で改正済）。



04. 他市の事例（選定方法の比較）

選定パターン	概要・特徴	メリット	デメリット
 ① 公募	一般公募により学校名を募集し、準備委員会で一案に決定する。 ※ 既存校名は除外／応募要項を作成	- 幅広いアイデアが得られる - 老若男女の意見を反映	- 絞り込みに一定の時間を要する - 委員会の責任で決定
 ② 公募＋投票	公募で募った後、準備委員会で数点に絞り、住民等の投票により決定する。 ※ 既存校名は除外／投票期間を設定	- 幅広いアイデアが得られる - 投票により納得感が得られやすい	- 絞り込みに一定の時間を要する - 住民投票の実施期間が必要
 ③ 準備委員会提案	準備委員会の中で直接検討・提案し、一案に決定する。 ※ 現行の校名も含めて検討／投票期間を設定	早期に決定が可能	準備委員会内での決定であるため、選定理由の理解を得にくい場合がある

05. 【協議】 新たな学校名の選定方法



方式A

案A：準備委員会で決定する場合

委員会内の協議を中心に迅速かつ計画的に校名を選定・決定する方式

【主な検討項目】

✓ 部会内での選定スケジュール

学校名（案）の決定時期 など

✓ 既存校名の扱い

択肢（候補）に含めるか否か など

✓ 意見聴取の実施

生徒・地域へのアンケート実施 など



方式B

案B：公募により選定する場合

広く対象者から学校名アイデアを募集し選定を進める方式

【主な検討項目】

✓ 応募対象者

児童生徒・保護者・地域住民 など

✓ 応募条件・期間

要項作成・応募期間の設定 など

✓ 絞り込みの方法

部会・全体会での基準と選定プロセス など

ご協議をお願いいたします

子どもたちの未来と地域の思いを込めた
新たな学校名づくりの第一歩として、活発なご意見をお待ちしております。



○玉野市立学校に関する条例

平成8年3月28日

条例第11号

改正 平成9年3月28日条例第19号

平成11年9月27日条例第23号

平成14年6月27日条例第29号

平成16年3月30日条例第2号

平成17年12月19日条例第46号

平成20年3月24日条例第16号

平成24年11月13日条例第30号

平成26年12月22日条例第41号

平成28年3月23日条例第23号

平成29年6月26日条例第18号

平成29年9月25日条例第24号

令和6年3月21日条例第12号

玉野市立学校設置条例（昭和44年玉野市条例第28号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定に基づき、本市の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）を設置する。

（学校の名称及び位置）

第2条 前条の規定により設置する学校の名称及び位置は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

（施設の利用）

第3条 玉野市立学校の施設は、学校教育上支障のない限度において、これを使用させることができる。

（使用の許可）

第4条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときもまた同様とする。

（使用の不許可）

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、学校施設の使用を許可しない。

（1） 公益を害するおそれがあると認めるとき。

（2） 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

- (3) もっぱら私的営利を目的とするとき。
- (4) 施設又は器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (5) 学校教育に支障があると認めるとき。
- (6) その他教育委員会が不適當と認めるとき。

（許可の条件）

第6条 教育委員会は、学校施設の使用を許可するにあたり、管理上必要と認めるときは、その使用方法を指示し、又は条件を付することができる。

（使用許可の取消し等）

第7条 使用者が、次の各号の一に該当するときは、教育委員会は、学校施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) 使用の権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。
- (4) 学校教育に支障があると認めるとき。
- (5) その他管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、使用者に損害が生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わない。

（使用料）

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第5及び別表第6に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を減免し又は後納させることができる。

（使用料の還付）

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、既に納付した使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 不可抗力により使用することができないとき。
- (2) 使用者の責に帰さない事由により、使用することができないとき。
- (3) 使用の前日の午前中までに使用許可の取り消し又は変更の申し出をし、教育委員会において相当の理由があると認めたとき。

（造作等の制限）

第10条 使用者は、学校施設を使用するため、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用者の義務）

第11条 使用者は、学校施設が学校教育を本来の目的とするものであることを充分認識し、使用しなければならない。

- 2 使用者は、学校施設の使用を終わったとき（使用許可の取り消し、又は使用禁止を命ぜられたときを含む。）は、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第12条 使用者が、施設等を破損し、又は亡失したときは、教育委員会の指示に基づいて原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会においてやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第19号）

この条例は、平成9年4月1日から施行し、改正後の玉野市立学校に関する条例の規定は、平成9年7月1日から適用する。

附 則（平成11年9月27日条例第23号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月27日条例第29号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月19日条例第46号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月13日条例第30号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第41号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第6の規定にかかわらず、施行日以後3月を経過する日までの間の施設の使用に係る使用料であって施行日前に当該使用の申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月26日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（玉野市立学校授業料等徴収条例の一部改正）
- 2 玉野市立学校授業料等徴収条例（昭和37年玉野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（玉野市旅費支給条例の一部改正）

- 3 玉野市旅費支給条例（昭和44年玉野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（玉野市立玉野商業高等学校教員の給与等に関する条例の一部改正）

- 4 玉野市立玉野商業高等学校教員の給与等に関する条例（昭和45年玉野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年9月25日条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第12号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（一部改正〔平成26年条例41号〕）

小学校

名称	位置
玉野市立田井小学校	玉野市田井3丁目4番1号
玉野市立築港小学校	玉野市築港3丁目15番1号
玉野市立宇野小学校	玉野市宇野2丁目23番1号
玉野市立玉小学校	玉野市玉6丁目20番22号
玉野市立玉原小学校	玉野市玉原2丁目22番1号
玉野市立日比小学校	玉野市御崎1丁目1番1号

玉野市立第二日比小学校	玉野市明神町1番1号
玉野市立山田小学校	玉野市山田422番地
玉野市立後閑小学校	玉野市後閑1421番地
玉野市立荘内小学校	玉野市木目498番地
玉野市立八浜小学校	玉野市八浜町波知29番地
玉野市立大崎小学校	玉野市東七区3番地3
玉野市立胸上小学校	玉野市梶岡639番地
玉野市立鉾立小学校	玉野市北方1274番地

別表第2（第2条関係）

中学校

名称	位置
玉野市立宇野中学校	玉野市築港2丁目27番1号
玉野市立玉中学校	玉野市奥玉1丁目27番1号
玉野市立日比中学校	玉野市和田6丁目13番1号
玉野市立山田中学校	玉野市後閑1995番地
玉野市立荘内中学校	玉野市木目1373番地
玉野市立八浜中学校	玉野市八浜町八浜1438番地
玉野市立東兎中学校	玉野市北方444番地

別表第3（第2条関係）

（一部改正〔平成29年条例18号〕）

高等学校

名称	位置
玉野市立玉野商工高等学校	玉野市玉6丁目1番1号
玉野市立玉野備南高等学校	玉野市和田4丁目7番1号

別表第4（第2条関係）

（一部改正〔平成24年条例30号・29年24号・令和6年12号〕）

幼稚園

名称	位置
玉野市立田井幼稚園	玉野市田井3丁目22番36号
玉野市立宇野幼稚園	玉野市宇野2丁目14番16号

玉野市立日比幼稚園	玉野市御崎2丁目3番7号
玉野市立荘内幼稚園	玉野市用吉1102番地

別表第5（第8条関係）

玉野市立玉野備南高等学校施設使用料（1時間につき）

区分	使用料	冷暖房使用料
特別教室	500円	300円
和室	300円	200円
教室	400円	300円
屋外運動場照明	500円	—

別表第6（第8条関係）

（一部改正〔平成28年条例23号〕）

玉野市立学校施設使用料（1時間につき）

区分	使用料
屋内運動場	300円

📄 山田・後閑・鉾立・胸上小再編準備委員会 第1回総務部会

【協議事項】

👥 新しい小学校の学校名選定方法
(事務局案)

3段階の選定方法（事務局案）

公募・整理

募集要項の応募条件を満たした案を集計

第1次選定

総務部会

対象案

応募条件を満たしたすべての学校名案

選定者

総務部会の各委員

選定方法

委員が1人につき「部会長の指定した数」の学校名案を選定

結果

得票を集計し、上位5個程度の学校名案を選出

第2次選定

住民・児童投票

対象案

第1次選定で残った5案程度

投票者

児童およびその保護者等

選定方法

各自が1個の学校名案を選んで投票

結果

投票状況を踏まえ、上位3個程度の学校名案を選定

第3次選定

全体会決定

対象案

第2次選定で絞り込まれた3案程度

選定者

再編準備委員会の全委員

選定方法

全委員が1個の学校名案を選び投票

決定条件

過半数を得た最上位1案を新たな学校名候補として確定

第3次選定における決選投票ルール（事務局案）

✓ 1. 原則（過半数の獲得）

全委員による投票において、最上位の1学校名案が過半数の票を獲得した場合、その案を新たな学校名の最終候補とします。

🔄 2. 決選投票（過半数未達の場合）

最初の投票で過半数を得た学校名案がない場合は、得票数上位2個の学校名案を対象として、再度委員による決選投票を実施します。

💡 ポイント

児童や保護者の意向（第2次選定）を尊重しつつ、委員会全体での十分な合意形成と過半数の支持を担保する仕組みとしています。



山田・後閑・鉾立・胸上小再編準備委員会 第1回総務部会

【協議事項】



公募方法・応募条件・選定手順
およびスケジュール

📌 協議事項 1 | 応募対象者の範囲 & 応募条件など



① 応募対象者の範囲

応募できる対象者を決定する

- ✓ 市内在住者のみとするか
- ✓ 統合に関連する地域の在住者に限定するか
- ✓ 統合対象校の児童・保護者を中心とするか



《協議》具体的にどの範囲まで広げるか



② 応募条件の内容

具体的な応募ルールを決定する

- ✓ 使用文字の指定：漢字・ひらがな・カタカナなど
- ✓ 現校名の扱い：現在の学校名の採用可否
- ✓ 応募数の制限：一人一点までなどのルール



《協議》わかりやすく親しみやすいルールづくり



③ 応募期間の設定

募集する期間を決定する

- 💡 他市町村の傾向：
一般的に1ヶ月程度の募集期間を設定する事例が多く見られます。



《ポイント》児童や地域住民が無理なく応募できるよう休暇期間や行事時期も考慮して設定する



④ 選定の進め方

絞り込みの基準

- ✓ 絞り込み基準：命名の理由・印象・新しい学校像に相応しいか等



《協議》公平で納得感のある選定基準の決定

🔗 協議事項 2 | 今後のスケジュールの確認



月～ 月

学校名の募集期間

《協議対象》



月～ 月

学校名候補の絞り込み・決定

《協議対象》

🕒 10月以降

校章・校歌・校旗の作成準備

次段階の準備

🕒 11月以降

閉校式・開校式の事業の検討

式典計画

🕒 12月以降

学校名を教育委員会へ提案・承認

公式手続き

🕒 12月以降

学校名の改正案を議会へ提案

条例改正提案

他市事例			山田・後閑・鉾立・胸上小学校再編準備委員会 第1回総務部会 参考資料①			
自治体名	応募条件	応募対象者	応募方法	決定プロセス	応募実績	その他
笠岡市（吉田小・新山（にいやま）小・北川小の北部3校統合）令和9年4月開校	使用する文字は漢字，ひらがな，カタカナのみとします（英数字は使えません）／現在の笠岡市立学校で使用されていないもの，文字を分けたり組み合わせたりして使用することは可能／1人につき1案／既存の学校と類似の校名が存在する場合は，選考の対象から外れることがある	・笠岡市在住または通勤，通学の方 ・吉田小・新山小・北川小の児童・卒業生・保護者（募集期間：令和8年6/1～6/30）	電子申請サービス（QRコード・ホームページのリンクから応募）／応募用紙を郵送，FAX，e-mail教育委員会学校教育課へ送付／応募用紙を持参（提出先：吉田小・新山小・北川小・新吉中 吉田公民館・新山公民館・北川公民館・笠岡市教育委員会）	統合準備委員会において検討し，候補を決定（総務部会で5つに絞り，準備委員会で1つの最終候補を決定，教育委員会で最終決定，議会へ議案提出）	176件（109種類）	必ずしも応募数の多い案が採用されるとは限りません／採用された校名・校章の著作権（使用权）は笠岡市に帰属する／採用された方への謝礼はありません
玉名市（玉水小・小天山→天水小） たまみず おあま てんすい	玉水小及び小天小学校区の地域性や歴史、伝統、文化などを踏まえる／児童に大きな希望を与え続けるもの／新しい未来を切り拓き、夢や希望が膨らむもの／広く地域住民に親しまれ、愛されるもの／一人につき1回 ※文字などを規制する事項はなし。	玉水小・小天山小学校区在住（募集期間：8/27～9/20）／児童（募集期間：8/27～9/17）	WEB 回答／玉水小学校・小天山小学校・教育委員会事務局・天水支所へ持参	「新しい学校づくり委員会」で応募結果（候補名）を協議し校名案を決定→教育委員会へ報告→市議会の議決により決定	校区住民 27件 児童 61件	
豊前市（市内新設する学校の学校名同時募集 A：中学校 B：義務教育学校 C：小学校（現八屋中） D：小学校（現千束中））	現在の14校で使われていない名称／商標権を侵害しないもの／漢字・ひらがな・カタカナ・数字で表記できるもの／原則常用漢字を使用（難しい・誤読しやすい感じでないもの）／1人1点	どなたでも応募可（市内小中学校在校生、市民、市出身者、市内勤務者、市外の方）	応募用紙／ハガキ・封書（郵送）／ファックス／応募フォーム／電子メール／直接持参（投函）	準備協議会内で3グループに分かれて協議・選考し、各校5案に絞り込み→教育委員会会議で校名案を決定	792件（4校）	「応募数の多い名称を校名とするものではない」と明記／著作権は教育委員会に帰属／謝礼なし／名称の一部を補正する場合あり
江戸川区（江戸川小・下鎌田東小）	漢字、ひらがな、カタカナのいずれかで表記されている／新しい学校としてふさわしい名称（願いや想いが込められた名称）／1人1案	両校の通学区域内にお住まいの方・両校の児童、保護者、教職員、卒業生の方	応募フォームへ／応募箱への投函／郵送	応募校名案から「江戸川小学校・下鎌田東小学校新校準備委員会」で数点選定し、その中から区教育委員会で1点選定します。	応募総数258件、校名案数100件	応募校名案を一部変更する場合あり／権利は、江戸川区教育委員会に帰属／校名に定められた意味・想いは、校章と校歌検討の際の参考にする場合がある／多数票により決定するものではない
名古屋市（浮野小学校・平田小学校の統合）	漢字は常用漢字を使用。ひらがなも使用可／漢字の場合、ふりがなを記入／現在の校名（「浮野」、「うきの」、「平田」、「ひらた」）は不可／現在の校名を含む名称は可／名古屋市内の他の小学校と同じ校名は使用不可／一人につき1点	浮野小学校及び平田小学校に通学している児童・保護者、浮野学区及び平田学区にお住まいの方、浮野小学校及び平田小学校の教職員	児童・保護者・教職員：各学校へ封入提出 地域：持参／郵送／ファックス／電子メール	「新しい学校づくり懇談会」で候補案を選定→教育委員会で決定→市議会の議決	278件（児童153件、保護者54件、学区住民64件、教職員7件、他無効1件）	「応募数の多い名称を必ず採用するわけではない」と明記／決定した校名に関する一切の権利は教育委員会に帰属
横浜市（上菅田小・笹山小）	長すぎるもの不可／通学区域外の地名等と誤解されやすいもの不可／言いづらい・発言しづらいもの不可／人名に多いもの不可	統合対象2校の児童、両校通学区域内の住民	児童：学校でアンケート用紙配布／住民：再編だより等に挟込み配布→郵送・ファックス・電子メールで回収	検討部会（全体）で協議（無記名投票・決選投票）し、校名案を決定（住民投票は実施しない）	児童313件、地域62件の合計375件	「公募数が最も多い名称が必ず採用されるわけではない」と明記
町田市（南第二小・南成瀬小→成瀬小）	記載なし（校名候補そのものの公募ではなく、の意見募集形式のため、応募条件という概念自体が該当しない）→内容は、学校名と理由を書くもの。ただし、教育委員会の考えとして、「地名を大切にする。（地域内の川、山、丘、旧跡等も含む。）・難しい漢字は使わず、読みやすくてわかりやすいものとする。・長い学校名とならないようにする。」と示している。	対象校の児童・保護者・教員・対象地域の未就学児保護者・対象地区町内会長と自治会長・他市民	対象児童：学校で回答し回収、保護者などの対象者：調査票配布し、記載のWebフォーム回答が基本／フォームが使えない場合は書面（調査票）を提出 一般地域住民：HP、広報のフォームで回答	調査回答のあった学校名を参考にし、検討会が候補を3案に絞り込み→意見募集を実施→示した教育委員会の考え方に沿って、教育委員会が校名案を決定→市議会の議決	意見件数：計779件	
日立市（仲町小・中小路小・宮田小→神峰小等）	「『統合後の学校名としてふさわしい』内容である／他校や地域への思いやりを大切にお互い尊重し合える／未来を担う子が誇りに思える／統合学区の歴史や文化をイメージできる」準備委員会の考えに沿ったもの	対象校の児童と保護者・統合学区の地域住民	応募フォーム／（地区センター・学校再編課の応募箱への投函／郵送／ファックス／電子メール	市民募集→統合準備委員会で協議（4案）→2次選定アンケートを実施（児童・保護者・地域）→部会で1案に→委員会の総意で校名案を決定	児童・保護者・地域住民から合計200件・74案の応募／2次アンケート回答数：591件	

「新たな中学校名」募集要項

1 募集目的

山田中学校・東児中学校の2校は、令和9年4月を目標に統合し、新たな中学校としてスタートします。玉野市の未来を拓く子ども達の学校にふさわしく、また地域の皆さんに愛される「学校名」を募集します。

2 募集期間

令和7年9月3日（水）～令和7年10月3日（金）17時15分まで

3 応募資格

- （1）山田小学校・後閑小学校・胸上小学校・山田中学校・東児中学校の児童生徒・保護者・教職員
- （2）山田中学校区・東児中学校区にお住まいの方
（区域：山田、沼、東野崎、後閑、大藪、西田井地、東田井地、梶岡、胸上、上山坂、下山坂、北方、番田）

4 応募条件

- （1）校名は、学校の名称としてふさわしいもので、短い表現で親しみやすいもの。
- （2）校名は、現在の玉野市立学校で使用されていないもの。ただし、組み合わせて使用することは可。
- （3）校名は、商標等の権利を侵害しないもの。
- （4）校名は、漢字、ひらがな、カタカナで表記できるもの。（併用可）
- （5）応募は、一人につき1点の応募とします。

5 応募方法

（1）応募フォームでの応募

応募フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、応募してください。

応募はこちらから ➡



（2）応募用紙での応募（玉野市ホームページからダウンロード）

応募用紙に必要事項を記入の上、①又は②のいずれかの方法により応募してください。

①郵 送 〒706-8510 <住所不要>

玉野市教育委員会 学校再編推進課 宛

* 令和7年10月3日当日消印有効

②応募箱 （各施設の事務取扱時間内に投函をお願いします。）

・ 市役所 1 階ロビー 山田公民館 東児公民館

6 校名の決定方法

応募いただいた校名案を再編準備委員会で協議・選定し、玉野市教育委員会で決定後、玉野市議会の議決を経て正式に決定されます。結果は市ホームページや広報誌などを通じて公表する予定です。

なお、応募数の多い名称を校名案として決定するものではありません。

7 校名の著作権

決定した校名の著作権は、玉野市教育委員会に帰属するものとします。

8 その他

（1）電話、口頭、メールによる応募は受け付けできません。

（2）応募用紙の返却はいたしません。

（3）採用された校名を応募された方の公表、またご本人への連絡・謝礼等はありません。

（4）採用にあたり、名称の一部を補正する場合があります。

9 問合せ先

玉野市教育委員会 学校再編推進課

TEL : 0863-32-2818

「新たな中学校名」応募用紙

- 新たな中学校の校名（ふりがなをつけてください）

玉野市立

ふりがな

 中学校

- 校名を考えた理由や思いなどをお書きください。（100文字程度）

- 応募者（ふりがなをつけてください）

ふりがな たまのし
住 所：玉野市
ふりがな
氏 名：
〔区分〕 1 小学校（ 小学校・ 年生） 2 中学校（ 中学校・ 年生） 3 保護者 4 教職員 5 地区在住者(1～4以外) ※あてはまる番号に○をつけてください。1,2は記入もお願いします

※ご記入いただいた個人情報は校名募集以外の目的では使用しません。

「新たな中学校名（候補）」の選定要領

1 趣旨

この要領は、山田中学校・東児中学校の再編に伴う「新たな中学校名」について、既定の募集要項により応募された学校名の中から、学校名（候補）を選定するために必要な事項を定める。

2 基本方針

- (1) 校名は、学校の名称としてふさわしいもので、短い表現で親しみやすいもの。
- (2) 校名は、現在の玉野市立学校で使用されていないもの。ただし、組み合わせて使用することは可。
- (3) 校名は、商標等の権利を侵害しないもの。
- (4) 校名は、漢字、ひらがな、カタカナで表記できるもの。（併用可）
- (5) その他、山田中学校・東児中学校再編準備委員会総務部会（以下「総務部会」という。）で必要と認めた基準を満たす学校名であること。

3 選定方法

選定は、第一次選定、第二次選定、第三次選定により行い、その手順は以下のとおりとする。

(1) 第一次選定

- ① 応募された学校名をリストアップし、基本方針に従って整理した学校名を選定対象とする。（校名選定リスト①）
- ② 「校名選定リスト①」の中から、総務部会部会員は、部会長に指定された数の学校名を選んで投票し、集計後、上位5学校名程度を選定する。（校名候補リストA）

(2) 第二次選定

- ① 山田中学校、東児中学校、山田小学校、後閑小学校、胸上小学校（以下、「再編に関係する学校」という。）の児童生徒、保護者、教職員は、「校名候補リストA」の中から、1学校名を選び投票する。
- ② 山田中学校区、東児中学校区在住（以下、「再編に関係する地域」という。）の地域住民は、別に事務局が示す方法により投票する。
- ③ ①及び②を集計し、上位3学校名程度を選定する。（校名候補リストB）

(3) 第三次選定

- ① 山田中学校・東児中学校再編準備委員会委員は、「校名候補リストB」の中から、1学校名を選んで投票し、集計し過半数を得た学校名を新たな中学校名（候補）とする。
- ② 過半数を得た学校名がない場合は、得票数の上位2学校名を対象に再度投票を行う。

4 その他

この要領に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、総務部会で協議して定めるものとする。